

J R 東海労働組合関西地「発」第11号
2021年 2月24日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「発」第5号、第7号の新型コロナウイルス感染拡大防止対策と
「発」第9号、第10号に基づく団体交渉の開催を求める緊急申し入れ

関西新幹線サービックに対して、「発」第5号（2020年12月16日）、第7号（2021年1月13日）、第9号（2021年1月21日）、第10号（2021年1月28日）を申し入れている。これらの申し入れは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策と自宅待機に関する申し入れである。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、「発」第5号を申し入れてからすでに2ヵ月以上も経過している。言うまでもなく新型コロナウイルス感染拡大防止対策は、一刻の猶予も許されず直ちに実施しなければならない。そのため「発」第5号と第7号は緊急申し入れとしている。

自宅待機については、1月21日の幹事間におけるやり取りで、雇用調整助成金を受給していることが判明した。しかし、関西新幹線サービックが実施している自宅待機は、雇用調整助成金を受給できる要件に適しているのかなど疑問や疑義が生じており、性急に事実解明をしなければならない。

3月24日に開催される団体交渉は、「発」第6号と第8号に基づくもので、緊急性のある「発」第5号と第7号を飛ばしての開催となっている。

よって、以下のとおり緊急申し入れを行うので、直ちに新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じること、および早急に団体交渉を開催し協議すること。

記

1. 「発」第5号と第7号において申し入れている新型コロナウイルス感染拡大防止対策を直ちに実施すること。
2. 「発」第9号と第10号に基づく団体交渉を早急に開催すること。しかし、関西新幹線サービックの自宅待機は、雇用調整助成金の不正受給の恐れがあるため性急に事実解明をしなければならない。よって、「発」第9号と第10号に基づく団体交渉が早急に開催できない場合は、直ちに幹事間において回答すること。

以上